

# 特定非営利活動法人 北の森と川・環境ネットワーク 定款

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人 北の森と川・環境ネットワークという。また英文名は、The Environment Network of Forest & Rivers in Hokkaido、略称をグリーン&リバーネット北海道とする。

### 第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を北海道函館市五稜郭町19番15号に置く。

## 第2章 目的および事業

### 第3条 (目的)

この法人は北海道の森と川に現在残されている生態系や自然環境をできうる限り保全し、また失われた生態系や自然環境の再生・復元を図ることで、地域の人びとや北海道を訪れる多くの人びとに北海道の豊かな生態系や自然環境とその価値を伝えていくとともに、次代をになう子どもたち楽しく遊びながら環境を学習できる場を提供し、あわせて自然環境を生かした地域づくりやまちづくりに寄与することを目的とする。

### 第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下「法」という）の第2条別表にある次の活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (7) 以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

### 第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 北海道の森と川（湖、沼、湿原を含む）を主な対象にした特定非営利活動にかかわる以下の事業
  - (1) 自然環境の再生・修復などの景観および生態系の保全・再生にかかわる事業
  - (2) とくに重要と思われる民有地の買収および借り上げによる保全事業または自治体等による公有地化への働きかけを行う事業
  - (3) 情報の提供とネットワーク形成事業
  - (4) 案内および自然体験などの環境学習、社会教育にかかわるプログラムの提供事業
  - (5) 調査、研究事業および資料の収集、編纂、刊行事業
  - (6) その他、上記各号に付随する事業
- 2 その他事業
  - (1) 物品の販売および斡旋事業
  - (2) 役務の提供事業
- 2 前項第2号に掲げるその他事業は、同項第1号に掲げる特定非営利活動にかかわる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

### 第6条 (種別)

この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって法上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を持つ者。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体、企業で、総会における議決権を持たない者。

#### 第7条（入会）

会員の入会については、とくに条件を定めない。

2 この法人に会員として入会しようとする個人、団体、企業は、別に定める入会申込書により申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、申込者の入会を認めなければならない。

3 代表理事は前項の者の入会を認めないときは、すみやかに理由を付した書面をもって本人（団体、企業の場合は申込者または代表者）にその旨を通知しなければならない。

#### 第8条（会費）

会員は、別に定める入会金および年会費を納入しなければならない。

#### 第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 個人の場合は死亡したとき、また団体、企業の場合は会員である当該団体、企業が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### 第10条（退会）

会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### 第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (2) この定款および別に定める細則に違反したとき。

#### 第12条（抛出金品の不返還）

会員が既に納入した入会金、年会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第4章 役員および職員

#### 第13条（種別および定数）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内。
- (2) 監事 2人。

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

#### 第14条（選任等）

理事および監事は、運営会員の中から総会において選出する。

2 代表理事、副代表理事は理事会において互選する。

3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

4 それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または該当役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

#### 第15条（職務）

代表理事はこの法人を代表し、その業務を総轄する。

2 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときまたは欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、次の業務を行う。

- (1) この法人のビジョンをつくる。
- (2) 事業計画、事業報告、収支予算、決算報告を作成する。
- (3) 定款の定めた目的を達成するための中長期計画を作成する。
- (4) 事務局の業績を評価し、よりよい業務環境をつくる。
- (5) 運営資金源を確保拡大し、円滑な業務遂行の基盤をつくる。
- (6) その他この定款の定めに基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 第2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

#### 第16条（任期）

役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠または増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員任期は就任後2年内の最終決算期に関する通常総会の終結までとする。

#### 第17条（欠員補充）

理事または監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合には、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為が認められたとき。

#### 第19条（報酬等）

役員はその総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

#### 第20条（職員）

この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

### 第5章 総会

#### 第21条（種別）

この法人の総会は通常総会および臨時総会の2種とする。

## 第 22 条（構成）

総会は、運営会員をもって構成する。

## 第 23 条（権能）

総会は以下の事項について議決する。

- （1）定款の変更。
- （2）解散。
- （3）合併。
- （4）事業計画および収支予算ならびにその変更。
- （5）事業報告および収支決算。
- （6）役員を選任および解任、職務および報酬。
- （7）入会金及び会費の額。
- （8）借入金（その年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 52 条において同じ）その他の新たな義務の負担および権利の放棄。
- （9）事務局の組織および運営。
- （10）その他運営に関する重要事項。

## 第 24 条（開催）

通常総会は毎年 1 回会計年度終了後 3 カ月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- （1）理事会が必要と認め招集を請求したとき。
- （2）運営会員の 5 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- （3）第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

## 第 25 条（招集）

総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面（ファクスを含む）または電子メールをもって開催の 5 日前までに通知しなければならない。

## 第 26 条（議長）

総会の議長はその総会において出席した運営会員の中から選出する。

## 第 27 条（定足数）

総会は運営会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

## 第 28 条（議決）

総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によって予め通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第 29 条（表決権等）

各運営会員の表決権は会費口数にかかわらず平等とする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営会員は前 2 条および次条第 1 項および第 53 条の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を持つ運営会員はその議決に加わることができない。

### 第30条（議事録）

総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1）日時および場所。
- （2）運営会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあってはその数を付記する）。
- （3）審議事項。
- （4）議事の経過の概要および議決の結果。
- （5）議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### 第31条（構成）

理事会は理事をもって構成する。

### 第32条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか次の事項を議決する。

- （1）総会に付議すべき事項。
- （2）総会の議決した事項の執行に関する事項。
- （3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

### 第33条（開催）

理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- （1）代表理事が必要と認めたとき。
- （2）理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- （3）第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### 第34条（招集）

理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面（ファクスを含む）または電子メールをもって開催の5日前までに通知しなければならない。

### 第35条（議長）

理事会の議長は代表理事がこれに当たる。

### 第36条（議決）

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 第37条（表決権等）

各理事の表決権は平等とする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は次条第1項2号の適用については理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について特別の利害関係を持つ理事はその議決に加わることができない。

#### 第 38 条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所。
- (2) 理事総数および出席者数、出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記する）。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

### 第 7 章 事務局

#### 第 39 条（設置および職員の任免）

この法人に事務局を置くことができる。

- 2 事務局には事務局長および所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は事務局を総轄し、組織および運営に関し必要な事項を遂行する。
- 4 事務局長は理事会の議決を経て代表理事が任免し、職員は代表理事が任免する。

#### 第 40 条（組織および運営）

事務局の組織運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

### 第 8 章 資産および会計

#### 第 41 条（資産の構成）

この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産。
- (2) 入会金および会費。
- (3) 寄付金品。
- (4) 財産から生じる収入。
- (5) 事業に伴う収入。
- (6) その他の収入。

#### 第 42 条（資産の区分）

この法人の資産はこれを分けて、特定非営利活動にかかる事業に関する資産およびその他の事業に関する資産の 2 種とする。

#### 第 43 条（資産の管理）

この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て代表理事が別に定める。

#### 第 44 条（会計の原則）

この法人の会計は法 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### 第 45 条（会計の区分）

この法人の会計はこれを分けて、特定非営利活動にかかる事業に関する会計およびその他事業に関する会計の 2 種とする。

#### 第 46 条（事業計画および予算）

この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### 第 47 条（暫定予算）

前条の規定にかかわらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### 第 48 条（予備費の設定および使用）

予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは理事会の議決を経なければならない。

#### 第 49 条（予算の追加および更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加または更正をすることができる。

#### 第 50 条（事業報告および決算）

この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後にすみやかに代表理事が作成し、監事の監査を受けて総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第 51 条（事業年度）

この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第 52 条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか借入金の借入その他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

### 第 9 章 定款の変更、解散および合併

#### 第 53 条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経るとともに、法第 25 条第 3 項に規定する以下の軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所および従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）。
- (2) 資産に関する事項。
- (3) 公告の方法。

#### 第 54 条（解散）

この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決。
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能。
- (3) 運営会員の欠亡。
- (4) 合併。
- (5) 破産。
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し。

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### 第 55 条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、総会で決定された北海道に所在する特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

## 第56条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経るとともに、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

### 第57条（公告の方法）

この法人の公告はこの法人の掲示場に掲示する。

## 第11章 雑則

### 第58条（細則）

この定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て代表理事が定める。

### 付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	鎌鹿 隆美
副代表理事	影山 欣一
理事	安積 徹
同	池田 誠
同	櫻庭 宏
同	田中 邦男
同	稗田 俊一
同	宮崎 司
監事	国立 有瑞
同	久保 達郎

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2005年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は第51条の規定にかかわらず、成立の日から2004年3月31日までとする。
- 6 この法人に2004年3月末日までに入会する会員の入会金および2003年度の年会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる表1の額とする。また、2004年度からの入会金および年会費は表2に掲げる額とする。

表1

●運営会員	入会金	3,000円	年会費1口	2,000円（1口以上）。
●賛助会員（個人）	入会金	3,000円	年会費	500円。
●賛助会員（団体、企業）	入会金	10,000円	年会費1口	10,000円（1口以上）。

表2

●運営会員	入会金	5,000円	年会費1口	5,000円（1口以上）。
●賛助会員（個人）	入会金	3,000円	年会費	1,500円。
●賛助会員（団体、企業）	入会金	10,000円	年会費1口	10,000円（1口以上）。